

(広報資料)

令和2年7月20日
京都市保健福祉局
〔 障害保健福祉推進室 〕
電話：222-4161

京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会 市民公募委員の募集について

京都市では、平成28年4月に施行した「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」(以下「手話言語条例」という。)に基づき、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「推進方針」を定め、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを基本理念に、手話に対する理解の促進及び手話の普及に取り組んでいます。

この度、市民の皆様の御意見を取り入れながら手話言語条例の理念実現に向けた取組の推進について審議する「京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会」に、市民公募委員として御参加いただける方を下記のとおり募集しますので、お知らせします。

1 募集人数

1名

2 任 期

就任の日から2年間(就任予定時期：令和3年2月頃)

3 応募資格

就任の日の時点において、次の全てを満たす方

- (1) 本市市内に居住又は通勤、通学する方
- (2) 18歳以上の方
- (3) 国、地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
- (4) 日本語又は手話により意見交換が可能な方
- (5) 本市の他の審議会等に2つ以上、公募委員として参画していない方
- (6) 原則として、平日に開催される懇話会に出席できる方(年1～2回程度)

4 応募方法

(1) 提出資料

次の書類を郵送又はメールにより提出してください。

ア 市民公募委員応募用紙

イ 作文（テーマ：「手話の更なる普及に向けた課題と前進策について」、
800字以内、様式自由）

※ 応募用紙は、各区役所・支所、障害保健福祉推進室にて配布します。
また、以下URLからもダウンロードできます。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000272282.html>

※ メールにより提出する場合は、件名を「市民公募委員応募」としてくだ
さい。また、メール送信後、1週間以内に京都市からの受信確認メールが
到着しない場合は、念のため「応募先・問合せ先」まで御連絡ください。

※ 応募書類は返却しませんので、御了承ください。

(2) 提出期限

令和2年7月20日（月）から8月21日（金）まで（必着）

5 選考

応募書類をもとに選考します。選考結果は令和2年9月初旬頃に、応募者全員
に通知します。

なお、選考に関するお問い合わせには一切お答えできませんので、御了承くだ
さい。

6 報酬

懇話会への出席ごとに、委員謝礼（税別1,000円/回）をお支払いします。

7 応募先・問合せ先

〒604-8006 中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地 Y・J・Kビル3階
京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室（担当：伴）

TEL：075-222-4161 FAX：075-251-2940

Eメール：baqbd128@city.kyoto.lg.jp



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。